

自動車臨時運行許可申請書 記入例

様式第1号(第3条関係)

(表)

自動車臨時運行許可申請書 APPLICATION FOR CAR TEMPORARY PLATE

※注：裏面をよく読んで太線内を記入し、必要な書類を添えて提出して下さい。

車名 Maker of the vehicle	トヨタ、 ニッサン 、マツダ、ホンダ、三菱、日野、いすゞ、スズキ、スバル、ダイハツ、その他()		番号	受付	確認	課長	補佐
① 形状 Type of Body	1 箱形(Box-shaped)	2 ステーションワゴン(Station Wagon)	【本人確認】 <input type="checkbox"/> 免許 <input type="checkbox"/> 個力 <input type="checkbox"/> 在力 <input type="checkbox"/> その他()				
車台番号 Serial No	3 バン(Van)						
	4 キャブオーバー(Cab-over)						
	5 オートバイ(motorcycle)						
	6 その他()						
② 運行の目的 Purpose	1 車検のための回送(Inspection)		⑤ 自動車損害賠償責任保険 Car Insurance				
	2 登録のための回送(Registration)		保険会社名 Name of Co.	十和田××		保険会社	
	3 封印取付け(Seal)のための回送		証明書番号 Voucher No.	1A234Z56789			
	4 その他(Other) ()		保険期間 Insurance Period	自(From) 令和 △年 8月 1日			
③ 運行の経路 Route	※発着主要経路の地点名を記入してください。 出発地(From) 経由地(Via) 到着地(To)		至(To) 令和 ▽年 8月 1日				
	十和田市穂並町 ~ 五戸 ~ 八戸自動車検査登録事務所						
④ 運行の期間 Service period	自(From) 令和 △年 8月 1日 ~ 至(To) 令和 △年 8月 1日 (1日間) ※目的達成に必要な最小限の日数を記入してください。 (通常、整備のための回送は1日間、車検・登録のための回送は、1~2日間です。)		⑥ 備考				

裏面の注意事項に同意の上、上記のとおり臨時運行の許可を申請します。

令和 △年 8月 1日

⑦ 十和田市長 様

住所 Applicant's Address	十和田市西十二番町6番1号
氏名または名称 Name	株式会社 十和田市自動車整備工場
※法人の場合は 代表者名も 記入してください	(代表者) 代表取締役 十和田太郎
業種 Type of industry	1 販売業(Sales) ② 整備業(Maintenance Services) 3 個人(Personal)
番号標受領者住所・氏名 Applicant's Address Recipient name	住所 十和田市西十二番町1番1号 氏名 十和田 花子

番号標番号	八戸	十和田	枚数 1-2
許可番号	No.		
許可年月日	令和	年	月 日
有効期間	令和	年	月 日 ~
返納月日	令和	年	月 日
備考			
返納期限	令和	年	月 日まで

① 車検証等に記載されている車名、形状、車台番号等を記入してください。

② 該当する番号1つだけに○印をつけてください。

許可できる運行の目的は、次のとおりです。

- ・検査
- ・登録
- ・整備
- ・封印取付
- ・試運転(試乗は対象外)
- ・販売(不特定の顧客が対象の行商的運行は対象外)

※自動車臨時運行許可制度の趣旨に反する目

③ 運行経路を具体的に記入してください。

【例】十和田市 八戸自動車
穂並町 ~ 五戸 ~ 検査登録事務所

④ 開始日は、原則として申請日当日もしくは前日のみです。期間は、目的達成に必要な最小限の日数(最大5日間)を記入してください。

⑤ 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書に記載されている内容を記入してください。

⑥ 運行期間が2日間以上の場合、その目的が許可基準に適合するかどうか判断することとなりますので、日程を詳しく記入してください。

⑦ 業者による申請の場合には所在地、代表者氏名、電話番号を記入。個人の申請の場合には、代表者氏名は不要です。また、申請者と来庁者が異なる場合は、番号標受領者欄も記入してください。(申請者が業者の場合で来庁者が従業員の場合には、番号標受領者欄に従業員の氏名・住所を記入し、従業員の本人確認を行います。)

(裏)

◎ 注意事項

- 1 不正に許可を受けた場合は、1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金、またはこれが併科されます。(道路運送車両法第107条)
- 2 許可証、番号標の有効期限が満了したときは、その日から5日以内に返納してください。この返納期限内に許可証、番号標を返納しないときは、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金が科せられます。(道路運送車両法第108条)
- 3 許可を受けた自動車であっても保安基準に適合しなければ、運行してはなりません。
- 4 上記1～3に該当すると思われる場合は、本申請に関する情報を管轄する警察署に情報提供します。

◎ 臨時運行許可を申請する方は、下記の書類を必ず提示してください。

- 1 自動車検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書、登録事項等証明書など。
- 2 自動車損害賠償責任保険証明書(自動車損害賠償責任共済証明書を含む)。
- 3 申請者又は来庁者の住所、氏名が確認できるもの。
自動車運転免許証、個人番号カード、在留カードなど。

◎ 申請書記載方法

- 1 車名は、あてはまるものに○印をつけて下さい。
- 2 形状は、該当番号に○印をつけて下さい。「6 その他」の場合は、()内に自動車検査証上の車体の形状を記入して下さい。
- 3 車台番号は、車台に打刻されている記号番号を記入して下さい。
- 4 運行の目的は、該当番号に一つだけ○印をつけて下さい。「4 その他」の場合は、()内に具体的に記入して下さい。
- 5 運行の経路は、運行目的達成のための発着主要経路の地点名を記入して下さい。
(例 青森県十和田市～○○市～○○高速～○○市)
したがって、都道府県内一円、市、町内等ばく然とした地域を記入したもの、車検切れの車を販売する等の目的で各地を巡回する場合等は許可できません。
- 6 許可を受ける方は、申請者欄に必ず記入(申請者と来庁者が異なる場合は番号標受領者欄も記入)して下さい。